

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き改訂のポイント

(平成26年12月・平成27年3月)

改訂の主旨とポイント

虐待死亡事案等、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が相次いでいること等を踏まえ、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を改訂。そのポイントは以下の通り。

(1) 虐待が起きた場合の対応について

- ① 重大かつ深刻な虐待事案を今後の教訓とするために、「I 法施行後も続く障害者虐待事案」を追加し、虐待事案を具体的に記述(P.4)
- ② 虐待行為の重大性に気づくために、「4.虐待行為と刑法」を新たに記述し、虐待行為が刑事罰に該当する場合があることを表記。(P.6)
- ③ 深刻な虐待事案においては、障害者虐待が起きた場合の通報義務が長期間に亘り適切に行われていない場合が多いことを踏まえ、通報義務の履行について記述し強調。(P.7)
- ④ 深刻な虐待事案においては、行政の権限に基づく立ち入り調査等に対して虚偽の答弁が行われる場合が多いことを踏まえ、障害者総合支援法の虚偽答弁の禁止と罰則規定について記述。(P.8)

(2) 虐待防止のための体制整備の強化について

- ① 虐待防止に組織的に取り組むことが重要であるため、虐待防止委員会が行う内容について、虐待防止マネージャーの位置づけについてより具体的に記述。(P.10～11)
- ② 施設等において障害者虐待防止の職場内研修を行うための冊子を巻末資料に掲載し、職場内研修の推進について記述。(P.12・P.43～54)
- ③ 職員のストレスが虐待の背景要因として指摘されていることを踏まえ、職員のストレスの把握とメンタルヘルスについて記述し、厚生労働省ホームページに掲載されているチェックリストを巻末資料に掲載。(P.14・P.31～33)
- ④ やむを得ず身体拘束を行う場合には、基準省令上必要な事項の記録が義務づけられていることを記述。(P.22)
- ⑤ 行動障害を有する者が虐待に遭いやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修について記述。(P.26)

(3) 虐待を防止する取り組みについて

- ① 虐待を防止するため、管理者が日常的な支援場面を把握すること、実際の虐待事案を念頭に、②性的虐待防止の取り組み、③経済的虐待防止の取り組みの重要性について追記。(P.13～14)